

長崎県休業要請協力金申請要領

(長崎県産業政策課)

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請や依頼に応じて、休業や営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業・個人事業主（以下「事業者」といいます。）の皆様に対し、長崎県休業要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

1 事業者あたり 30 万円（店舗数にかかわらず一律 30 万円の支給となります）

申請要件

協力金の申請をできる者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 長崎県内で対象施設（別表 1）を運営する事業者であること。
2. 休業要請の日（令和 2 年 4 月 24 日）以前から、対象施設を運営していること。
3. 令和 2 年 4 月 25 日（土）から同年 5 月 6 日（水）の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、休業等を行うこと。
ただし、要請期間中休業できなかった日があった場合で、その理由がやむを得ないと認められる場合には支給の対象となることがあります。
なお、飲食店等の食事提供施設については、要請に応じて朝 5 時から夜 8 時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜 7 時までとする）場合又は終日休業する場合は支給の対象となります（通常の営業時間が朝 5 時から夜 8 時の枠内の場合は対象外）。
4. 申請事業者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

申請手続き等

1. 協力金の申請受付期間

令和2年5月11日（月）から同年6月19日（金）まで

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めています。

(1) 申請に必要な書類（県指定の様式）

- ① 申請チェックリスト
- ② 長崎県休業要請協力金申請書（様式1）
- ③ 休業等を実施した施設について（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）

(2) 添付が必要な書類（各自でご用意ください）

- ① 営業活動を証明するもの（2019年の確定申告書第一表の控えなど）
- ② 休業を証明するもの（休業を告知するホームページ、ダイレクトメール、ポスター、チラシの写しなど）
- ③ 振込先を確認できるもの（通帳のおもて面及び通帳を開いた1・2ページ）
- ④ 本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、在留カードの写しなど）※個人事業主の場合のみ必要

3. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・長崎県庁のウェブサイトからダウンロード

長崎県休業要請協力金

検索

- ・長崎県庁、県の各振興局
- ・県内各市役所、町役場、商工会議所、商工会等の所定の窓口

4. 申請方法

① 郵送の場合

次の宛先へ「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送ください（令和2年6月19日（金）の消印有効）。

〒850-8799

長崎中央郵便局私書箱 115号

長崎県休業要請協力金申請受付センター 宛

※ 裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 郵便料金は申請者側でご負担をお願いします。

②ウェブ申請の場合

令和2年5月20日（水）から運用開始予定です。

詳細は、後日長崎県庁のウェブサイトでご案内いたします。

注）持参による申請は受け付けておりません。

5. 通知、支給の決定等

申請書類を受理した後は受付番号を記入した受付通知を送付します。

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。

なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、長崎県は、協力金の支給決定を取り消す場合があります。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額30万円に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。
2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関する疑問に対応するため、次のコールセンターを5月11日（月）に開設します。

長崎県休業要請協力金申請受付センター（コールセンター）

電話番号：095-824-5185

受付時間：9時00分～17時00分（土、日も開設）

※コールセンターが繋がりにくい場合

電話番号：095-895-2615（長崎県休業要請協力金事務局）

別表1 その1

休業により協力金支給の対象となる施設

施設の種類	施設コード	施設	対象/対象外	備考
商業施設	101	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	
	102	ペット美容室（トリミング）	対象	
	103	宝石類や金銀の販売店	対象	
	104	住宅展示場	対象	
	105	古物商（質屋を除く）	対象	
	106	金券ショップ	対象	
	107	古本屋	対象	
	108	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	109	囲碁・将棋盤店	対象	
	110	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	
	111	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	112	ゴルフショップ	対象	
	113	土産物店	対象	
	114	旅行代理店（店舗）	対象	
	115	アイドルグッズ専門店	対象	
	116	ネイルサロン	対象	
	117	まつ毛エクステンション	対象	
	118	スーパー銭湯	対象	
	119	サウナ	対象	
	120	エステサロン	対象	
	121	整体院、マッサージ(国家資格有資格者が行うものは除く)	対象	
	122	日焼けサロン	対象	
	123	脱毛サロン	対象	
	124	タトゥースタジオ	対象	
	125	占い	対象	
	126	写真屋・フォトスタジオ	対象	
	127	美術品販売	対象	
	128	展望室	対象	
遊興施設等	201	キャバレー	対象	
	202	ナイトクラブ	対象	
	203	ダンスホール	対象	
	204	スナック	対象	
	205	バー	対象	
	206	ダーツバー	対象	
	207	パブ	対象	
	208	サロン	対象	
	209	ホストクラブ	対象	
	210	ディスコ	対象	
	211	性風俗店(デリヘル等)	対象	
	212	アダルトショップ	対象	
	213	インターネットカフェ	対象	
	214	漫画喫茶	対象	
	215	カラオケボックス	対象	
	216	カラオケ喫茶(飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は対象外)	対象	
	217	ライブハウス	対象	
	218	場外馬（車・舟）券場	対象	

別表1 その2

休業により協力金支給の対象となる施設

施設の種類	施設コード	施設	対象/対象外	備考
大学・学習塾等(※)	301	大学	対象	※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	302	専修学校(高等課程を除く)・各種学校等	対象	
	303	日本語学校・外国語学校	対象	
	304	インターナショナルスクール	対象	
	305	自動車教習所	対象	
	306	学習塾	対象	
	307	英会話教室	対象	
	308	音楽教室	対象	
	309	囲碁・将棋教室	対象	
	310	生け花・茶道・書道・着付け・絵画教室	対象	
	311	そろばん教室	対象	
	312	パソコン等IT関連教室	対象	
	313	料理教室	対象	
	314	武術教室	対象	
	315	ダンス教室	対象	
	316	バレエ教室	対象	
	317	体操教室	対象	
学校(上記を除く)	401	幼稚園	対象	
	402	小学校	対象	
	403	中学校	対象	
	404	義務教育学校	対象	
	405	高等学校	対象	
	406	専修学校(高等課程に限る)	対象	
	407	中等教育学校	対象	
	408	特別支援学校	対象	
運動施設、遊技施設	501	体育館	対象	(注1) 屋外施設は休業要請の対象外、屋内施設は対象とする (注2) 屋外施設は休業要請の対象外だが、観客席部分については、休業要請の対象とする (注3) 屋内の集会の用に供する部分等は休業要請対象
	502	屋内・屋外水泳場	対象	
	503	ボウリング場	対象	
	504	スケート場	対象	
	505	スポーツクラブ	対象	
	506	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	507	バッティング練習場	(注1)	
	508	陸上競技場	(注1) (注2)	
	509	野球場	(注1) (注2)	
	510	テニス場	(注1) (注2)	
	511	ゴルフ練習場	(注1)	
	512	ゴルフ場	(注3)	
	513	弓道場	(注1)	
	514	マージャン店	対象	
	515	パチンコ屋	対象	
	516	ゲームセンター	対象	
	517	ビリヤード場	対象	
	518	射的場	対象	
	519	囲碁・将棋所	対象	
	520	テーマパーク	対象	
	521	遊園地	対象	
	522	観光農園	(注1)	

別表1 その3

休業により協力金支給の対象となる施設

施設の種類	施設コード	施設	対象/対象外	備考
劇場等	601	劇場	対象	
	602	観覧場	対象	
	603	プラネタリウム	対象	
	604	映画館	対象	
	605	演芸場	対象	
集会・展示施設	701	集会場	対象	
	702	公会堂	対象	
	703	展示場	対象	
	704	貸会議室	対象	
	705	文化会館	対象	
	706	多目的ホール	対象	
博物館・ホテル等	801	博物館	対象	
	802	美術館	対象	
	803	図書館	対象	
	804	科学館	対象	
	805	記念館	対象	
	806	水族館	対象	
	807	動物園	対象	
	808	植物園	対象	
	809	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	810	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	

休業または営業時間の短縮により協力金支給の対象となる施設

施設の種類	施設コード	施設	対象/対象外	備考
食事提供施設（※）	901	飲食店、屋台	対象	※通常の営業時間が朝5時から 夜8時の枠内の場合は対象外
	902	料理店	対象	
	903	喫茶店	対象	
	904	和菓子・洋菓子店	対象	
	905	居酒屋	対象	

(参考)

協力金支給の対象とならない施設

施設の種類の	施設	対象/対象外	備考
医療施設 (※)	病院	対象外	※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局・薬店・ドラッグストア	対象外	
	針灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等 (認定こども園を含む)	対象外	
	放課後児童クラブ (学童保育)	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	※移動販売店舗を含む
	食料品売場 (※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店 (生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター (生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店 (着物店や呉服店を含む)	対象外	
	寝具小売業	対象外	
	かばん・袋物小売業	対象外	
	下着類小売業	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋 (古本屋を除く)	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	建具小売業	対象外	
	量小売業	対象外	
	宗教用具小売業	対象外	
	金物・荒物小売業	対象外	
	陶磁器・ガラス器小売業	対象外	
	化粧品小売業	対象外	
	新聞小売業	対象外	
	楽器小売業	対象外	
	写真機・写真材料小売業	対象外	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	対象外	
	たばこ・喫煙具専門小売業	対象外	
	建築材料小売業	対象外	
自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店	対象外		
花屋	対象外		

協力金支給の対象とならない施設

施設の種類	施設	対象/対象外	備考
住宅、宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
交通機関等	バス	対象外	
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	
	消費者金融	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
その他	理髪店	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣裳含む）（披露宴会場は休止要請対象）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店（取次店含む）	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

記載例

令和2年5月XX日

長崎県知事 様

所在地（住所）※1
〒850-8570
長崎市尾上町3-1
名称 (株)長崎県庁スポーツクラブ
役職 代表取締役
代表者 氏名 長崎 太郎 代表者印

(法人の場合) : 代表取締役印
(個人事業主の場合): 自署又は記名押印(私印)

長崎県休業要請協力金支給申請書

申請者名義の口座を記載してください。

次のとおりに休業要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

法人番号 <small>(人のみ・13桁)</small>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	申請金額	金 300,000 円
資本金 <small>(法人のみ)</small>	1,000万円											従業員数	50人		
振込先 ※2	銀行		金庫・組合		農協・漁協		県庁			本店・支店			出張所		
	預金種類		普通		当座					本店・支店			出張所		
	口座番号		9	8	7	6	5	4	3	本店・支店			出張所		
口座名義 <small>(フリガナ)</small>		株式会社長崎県庁スポーツクラブ 代表取締役 長崎 太郎													
担当者	氏名		長崎 花子												
	役職		経理部長												
	連絡先		(電話番号※3) 090-XXXX-XXXX												

- ※1) 所在地（住所）は、法人にあっては法人登記がある住所を、個人事業者にあっては住民登録がある住所を記載してください。
- ※2) 振込先口座は申請者の口座に限ります。
指定口座が県指定金融機関以外の場合は支給まで日数がかかる場合があります。
- ※3) 日中に連絡可能な番号を記載してください。

記載例

令和 2 年 5 月 X X 日

所在地（住所）
〒850-8570
申請者 長崎市尾上町 3-1
名称 (株)長崎県庁スポーツクラブ
代表者 役職 代表取締役
氏名 長崎 太郎

休業等を実施した施設について

要領の「別表 1（種類、施設）」から該当するものにチェックしてください。

1	種類（※1）	<input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 遊興施設等 <input type="checkbox"/> 大学・学習塾等 <input type="checkbox"/> 学校（左記を除く） <input checked="" type="checkbox"/> 運動施設、遊技施設 <input type="checkbox"/> 劇場等 <input type="checkbox"/> 集会・展示施設 <input type="checkbox"/> 博物館・ホテル等 <input type="checkbox"/> 食事提供施設
2	施設（※1）	スポーツクラブ
3	施設・店舗名	長崎県庁スポーツクラブ
4	施設・店舗の所在地（※2）	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 県庁ビル 3階 301号室
5	休業等の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 営業時間の短縮（食事提供施設のみ）
6	休業等を行った期間	<input type="checkbox"/> 全期間（4/25～5/6） 休業等を行った日にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 4/25 <input checked="" type="checkbox"/> 4/26 <input checked="" type="checkbox"/> 4/27 <input checked="" type="checkbox"/> 4/28 <input checked="" type="checkbox"/> 4/29 <input checked="" type="checkbox"/> 4/30 <input checked="" type="checkbox"/> 5/1 <input checked="" type="checkbox"/> 5/2 <input checked="" type="checkbox"/> 5/3 <input checked="" type="checkbox"/> 5/4 <input checked="" type="checkbox"/> 5/5 <input checked="" type="checkbox"/> 5/6 ※休業等を行った日にチェックしてください。
7	6が「全期間」以外の理由	<input type="checkbox"/> 4/25以降の営業にかかる仕入れを既に済ませていたため。 <input type="checkbox"/> 既に入っていた業務（予約等）への対応が経営上必要であったため。 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員の勤務計画（シフト）の調整が困難であったため。 <input type="checkbox"/> その他 { 【例】休業要請発表の日（4/24）には当該情報を入手できず、翌日（4/25）になって知ったため、4/26からの休業となった場合などが考えられます。 }
8	休業等を行った店舗数	1 ※休業等を行った店舗が複数ある場合はその数を記載

※1 要領の別表 1（種類、施設）から該当するものを記入してください。

※2 建物名、部屋番号（〇〇ビル△△△号室など）まで記入してください。

誓 約 書

長崎県休業要請協力金の支給を申請するにあたり、以下のとおり誓約します。

1. 申請要件を全て満たしています。
2. 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
3. 長崎県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
4. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
5. 業種にかかる営業に必要な許可等をすべて有しています。
6. 次のいずれにも該当しておりません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

長崎県知事 様

(法人の場合) : 代表取締役印
 (個人事業主の場合) : 自署又は記名押印 (私印)

令和××年××月××日

所在地 (住所)
 〒850-8570
 長崎市尾上町3-1
 名称 (株)長崎県庁スポーツクラブ

申請者

代表者
 役職 代表取締役
 氏名 長崎 太郎

代表者
 印